

森林法等の一部を改正する法律案に対する申入れ — 林地台帳（仮称）の整備について —

平成 28 年 2 月 25 日
全 国 市 長 会

林野庁においては、林業の成長産業化を実現し、国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公的機能の維持増進を図るため、今国会に森林法等の改正法案を提出することを検討しているところである。

現在検討中の改正法案をみると、地方公共団体における地籍調査の進捗率が区々である状況の中で、森林の所有者や境界の確定状況などを把握するため、新たに市町村に林地台帳（仮称）の作成を義務付けるとともに、全国一律に公表することとされている。

都市自治体では、地域住民の多様なニーズに対処するため、絶え間ない行政改革を断行している中、新たな事務を一律に義務付けるような制度改正については、地方の実情を踏まえ十分な検討を行うことが必要である。

よって、国においては、次の事項について早急に検討を行うとともに、速やかに回答を示していただくことを強く求める。

記

1. 国と地方との協議の場の設置

- (1) 林地台帳（仮称）の作成や公表に関する事務について、現状を踏まえた適切な仕組みを構築するため、国と地方との協議の場を設置すること。
- (2) この協議の場の構成については、政務三役と首長（知事、市長、町村長）を構成員とするとともに、事務担当者で組織する下部組織を設置すること。

2. 林地台帳（仮称）の作成・運用

- (1) 林地台帳（仮称）の作成に要する期間については、地方公共団体間で大きな差が存することに鑑み十分な期間を確保すること。
- (2) 今後の作業事務及び都道府県との役割分担を明らかにするとともに、早急に作業工程表を示すこと。
- (3) 窓口における様々な相談に適切な対応が出来るよう「取扱いマニュアル（仮称）」などを国の責任において作成すること。

3. 体制整備などへの支援

今回の林地台帳（仮称）の整備に係る新たな事務についての人材の確保及び必要な財源の確保については、国の責任において適切な措置を講じていただきたい。